

## 《ステップ2》

### 非課税財産

#### ① いわゆる祭祀財産

墓地、墓碑（石）、仏壇、仏具、祭具など

★骨董品や美術品として収集したものは課税財産です！

#### ② 相続税の申告期限までに国、地方公共団体、特定の公益法人等に寄付した一定の財産

などがあります。

## 《ステップ3》

### 課税対象の財産から控除できる財産

#### ①控除できる債務

被相続人の債務は、課税財産の価額から差し引かれます。

借入金や未払金などのほか、被相続人が納めなければならなかった国税や地方税などで、まだ納めていなかったものも含まれます。

#### ②控除できる葬式費用

被相続人の葬式に際して相続人が負担した費用は、課税財産の価額から差し引かれます。

例えば、お寺等・葬儀社への支払いやお通夜に要した費用などで、香典返しや法要に要した費用、永代経の支払いは含まれません。